ルナーレ事務局 規約

第１条（名称）

　この団体は、「ルナーレ事務局」（以下「当団体」という）と称する。

第２条（事務局所在地）

　当団体の事務局は、〒532-0001 大阪府大阪市淀川区十八条1-1-32-508に置く。

第３条（目的・活動）

　当団体は、関西を拠点として、ホール、舞台その他の場所において日本伝統芸能の公演やライブなどの文化発信とこれに付随する活動を行うことを目的とし、2004年5月20日設立する。

第４条（会員）

　本団体は、本団体の規約を守り、本団体の活動に積極的に参加する会員によって構成される。

第５条（役員）

　当団体の運営のために会員の中から以下の役員を置くものとする。役員は全体会議において出席する会員の過半数をもって選任する。また、解任も同様とする。

　代表：１名

　副代表：１名

　会計：１名

　会計監査役：２名

第６条（役員の責務）

　代表は当団体を代表し、円滑な運営にあたり必要な事項及び全体会議にて決定した事項を自己の責任において執行する。副代表は代表を補佐し、代表を欠いた際には次の代表が決定されるまで代表の職務を行う。会計は当団体の経理、会計事務を行う。会計監査役は会計を監査する。

第７条（運営）

　当団体に関する①役員の選任・解任に関する事項、②団体規約の改正等に関する事項、③会員の加入・除名に関する事項、④その他重要事項については、定期的に開催する会員による全体会議により決する。全体会議は会員の過半数の出席により成立し、決議は出席者の過半数の同意をもって行う。

第８条（会計）

会の事業年度及び会計年度は，毎年１月１日に始まり，１２月３１日に終わる。

第９条（規約改正）

　この規約は、当団体員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

１．会の役員は次の会員とする。

　　代表　　　〒532-0001 大阪府大阪市淀川区十八条1-1-32-508　　稲岡江利子

２．この規約は2022（令和4）年８月１日より発行する。